

# 独立行政法人国立青少年教育振興機構施設使用料金等規程

平成18年4月1日

独立行政法人国立青少年教育振興機構規程第5-2号

平成19年7月1日一部改正 平成21年3月12日一部改正

平成23年10月1日一部改正 平成24年4月1日一部改正

平成25年4月1日一部改正 平成26年4月1日一部改正

平成29年4月1日一部改正 平成29年10月1日一部改正

令和元年10月1日一部改正 令和3年11月29日一部改正

令和4年4月1日一部改正 令和4年9月30日一部改正

令和5年2月1日一部改正

第1条 独立行政法人国立青少年教育振興機構利用規則（以下「利用規則」という。）第5条に基づく施設使用料並びにこれらの納付手続き等については、この規程の定めるところによる。

第2条 国立オリンピック記念青少年総合センター（以下「センター」という。）の施設使用料は、次のとおりとする。

一 研修施設利用に係る施設使用料（プール利用を除く。）は、第1-1表及び第1-2表のとおりとする。

二 プール利用に係る施設使用料は、第2表のとおりとする。

三 宿泊施設利用に係る施設使用料は、第3表のとおりとする。

四 利用規則第2条第3項により利用する場合の施設使用料は、所長が別に定める。

五 駐車場利用に係る施設使用料は、第1-3表のとおりとする。

六 第一号から第五号に規定する施設以外の施設（以下「パブリックスペース」という。）の利用に係る施設使用料は、第1-4表のとおりとする。

2 前項第一号から第三号の施設使用料の適用は、次により行うものとする。

一 青少年及び青少年教育関係者の料金を適用するもの

ア 青少年及び青少年教育関係者が研修に利用する場合

イ 学校その他の教育機関が研修に利用する場合

ウ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第二条第3項に規定する「公益法人」及びこれに類する団体（アに規定する団体を除く。）が青少年に対する研修又は青少年教育の振興を図るための研修に利用する場合

エ その他の団体、官公庁、企業等が行う研修で青少年教育の振興に資するものと所長が特に認める場合。

二 一般の料金を適用するものは、前号に掲げる団体以外の団体が研修に利用する場合

第3条 国立青少年交流の家及び国立青少年自然の家（以下「地方施設」という。）の施設使用料は、第3項に定める場合を除き第4表のとおりとする。

2 前項の施設使用料の適用は、前条第2項第二号に該当する場合のみとする。

3 地方施設において、研修の講師その他の者が業務上宿泊するために設置している宿泊室（以下「講師等宿泊室」という。）を利用する場合の施設使用料

は、第 5 表のとおりとする。

- 4 講師等宿泊室の利用者が前条第 2 項二号に該当する場合には、前項に定める施設使用料及び第 1 項に定める施設使用料を併せて徴収する。
- 5 第 5 表に定める講師等宿泊室に係る施設使用料の適用については、各施設の所長が定めるものとする。
- 6 地方施設において、第 7 表に定める宿泊施設を利用する場合の施設使用料は、同表のとおりとする。
- 7 前項の宿泊施設の利用者が、前条第 2 項第二号に該当する場合には、第 7 表に定める施設使用料及び第 1 項に定める施設使用料を併せて徴収する。
- 8 第 7 表に定める施設使用料の取扱いについては、所長が定めることができるものとする。

第 4 条 センターの施設使用料の納付手続き等は、次のとおりとする。

- 2 第 2 条に定める施設使用料は、センターの発行する請求書により納付し、又は来所のうえ原則として、収納窓口で現金で納付するものとする。
- 3 前項の規定により納付した施設使用料は、還付しないものとする。ただし、天災その他利用者の責に帰すべきことのできない事由により施設を使用できなくなったときは、この限りでない。

第 5 条 地方施設の施設使用料の納付手続き等は、次のとおりとする。

- 2 第 3 条に定める施設使用料は、地方施設の発行する請求書により、原則として指定機関で納付し、又は地方施設の所定窓口において納付するものとする。
- 3 前項の規定により納付した施設使用料は、還付しないものとする。ただし、天災その他利用者の責に帰すべきことのできない事由により施設を使用できなくなったときは、この限りでない。

第 6 条 地方施設の利用者が使用するシーツ等洗濯料は、第 6 表のとおりとする。なお、同表以外の洗濯料は、所長が別に定める。

- 2 前項に定めるシーツ等洗濯料の納付手続き等は、前条の規定を準用するものとする。

第 7 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。ただし、改正後の第 3 条、第 5 条及び第 6 条の規定は、平成 19 年 10 月 1 日に入所する団体から適用する。

附 則

この規程は、平成 21 年 3 月 12 日から施行する。ただし、改正後の第 2 条及び第 6 条の規定は、平成 21 年 10 月 1 日に入所する団体から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 1 - 1 表及び

第1-2表については、平成24年3月1日に入所する団体から適用する。  
2 改正後の第3条の規定は、平成24年7月1日に入所する団体から適用する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第2表については、平成24年5月1日に利用する団体から適用する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第1-1表、第1-2表及び第3表については、平成29年9月1日に利用する団体から適用する。

附 則

この規程は、平成29年10月1日から施行する。ただし、第6表については、平成30年10月1日に利用する団体から適用する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年11月29日から施行する。ただし、以下の第2表は、令和4年4月1日に利用する団体から適用する。

第2表

プール利用に係る施設使用料

研修に利用する施設		利用団体等の区分			
施設名	室名	青少年教育関係者等	一般	中学生以下	高校生以上
スポーツ棟	プール	2,440円	4,880円	190円	510円

備 考

- 1 青少年団体等及び一般の団体の料金は1コース単位とし、利用時間は以下の区分とする。
  - イ 10時から12時まで
  - ロ 12時から14時まで
  - ハ 14時から16時まで
  - ニ 16時から18時まで
  - ホ 18時から20時まで
  - ヘ 20時から22時まで
- 2 中学生以下及び高校生以上の利用料金は1人2時間単位とし、利用時間は9時から22時までとする。
- 3 2時間を超える料金は、1人1時間単位の追加料金として、中学生以下70円、高校生以上240円とする。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。ただし、以下の第4表は、令和5年4月1日に利用する団体から適用する。

第4表

地方施設利用に係る施設使用料

利用団体等の区分	一般	900円
----------	----	------

備考 本表は、利用者1人1泊についての料金である。

附 則

この規程は、令和4年9月30日から施行する。ただし、以下の第7表は、令和5年4月1日に利用する団体から適用する。

第7表

地方施設の宿泊施設利用に係る施設使用料

地方施設名	宿泊施設名	施設使用料
国立中央青少年交流の家	あかまつ棟（個室）	950円
	つつじ棟（個室）	
国立淡路青少年交流の家	C棟（個室）	1,300円
	D棟（個室）	
国立夜須高原青少年自然の家	ドリームB棟	1,200円

備考 本表は、利用者1人1回についての料金である。

附 則

この規程は、令和5年2月1日から施行する。ただし、第1-1表、第1-2表、第1-3表及び第1-4表については、令和5年4月1日に利用する団体から適用する。

第1-1表  
研修施設利用に係る施設使用料

研修に利用する施設		時間	利用団体等の区分			
施設名	室名		青少年教育関係者等	一般	備考	
国際交流棟	国際会議室	午前	39,220円	85,680円		
		午後	44,850円	98,020円		
		夜間	51,570円	112,690円		
	レセプションホール	レセプションホール(全体)	午前	48,390円	105,600円	
			午後	54,990円	119,530円	
			夜間	63,430円	138,220円	
		1/3使用の場合	午前	16,120円	35,190円	
			午後	18,330円	39,840円	
			夜間	21,140円	46,080円	
		2/3使用の場合	午前	32,260円	70,400円	
			午後	36,670円	79,690円	
			夜間	42,280円	92,160円	
		第1ミーティングルーム	午前	14,660円	32,020円	
			午後	16,620円	36,420円	
			夜間	19,180円	41,920円	
		第2ミーティングルーム	午前	7,940円	17,350円	
			午後	9,160円	19,920円	
			夜間	10,630円	23,220円	
	特別室1	午前	1,460円	3,180円		
		午後	1,830円	4,150円		
		夜間	2,070円	4,400円		
	特別室2	午前	1,710円	3,790円		
		午後	2,070円	4,400円		
		夜間	2,190円	4,640円		
	特別室3	午前	2,320円	5,010円		
		午後	2,800円	6,100円		
		夜間	2,920円	6,480円		
特別室4	午前	1,100円	2,320円			
	午後	1,220円	2,680円			
	夜間	1,340円	2,920円			
センター棟	20人室	午前	1,710円	3,790円		
		午後	2,070円	4,400円		
		夜間	2,190円	4,640円		
	会議室・20人室	午前	2,070円	4,400円		
		午後	2,560円	5,620円		
		夜間	2,680円	5,860円		
	40人室	午前	2,070円	4,400円		
		午後	2,560円	5,620円		
		夜間	2,680円	5,860円		
	パソコン対応40人室(103号室)	午前	3,670円	7,940円		
		午後	4,270円	9,400円		
		夜間	4,760円	10,270円		
	80人室	午前	3,670円	7,940円		
		午後	4,270円	9,400円		
		夜間	4,760円	10,270円		
	120人室	午前	5,490円	11,970円		
		午後	6,840円	14,910円		
		夜間	7,450円	16,120円		
	160人室	午前	7,700円	16,740円		
		午後	9,520円	20,770円		
		夜間	10,390円	22,600円		
200人室	午前	9,660円	21,140円			
	午後	12,220円	26,640円			
	夜間	13,200円	28,720円			
300人室	午前	12,460円	27,250円			
	午後	15,760円	34,340円			
	夜間	16,990円	36,910円			
スポーツ棟	大体育室	午前	16,500円	36,060円		
		午後	20,290円	44,240円		
		夜間	21,990円	48,150円		
	第1～第3体育室	午前	8,310円	18,210円		
		午後	10,270円	22,240円		
		夜間	11,000円	24,070円		
	第4,第5体育室	午前	2,800円	6,100円		
		午後	3,790円	8,180円		
		夜間	4,030円	8,790円		
	第1研修室	午前	2,070円	4,400円		
		午後	2,560円	5,620円		
		夜間	2,680円	5,860円		

研修に利用する施設		時間	利用団体等の区分		
施設名	室名		青少年教育関係者等	一般	備考
スポーツ棟	第2研修室	午前	1,710円	3,790円	
		午後	2,070円	4,400円	
		夜間	2,190円	4,640円	
	テニスコート	①	1,730円	3,670円	10:00～12:00
		②	1,730円	3,670円	13:00～15:00
		③	1,730円	3,670円	15:30～17:30
④		2,040円	4,380円	18:00～20:00	
桜花亭	桜花亭	午前	4,030円	8,790円	
		午後	5,130円	11,120円	
		夜間	5,490円	11,970円	
カルチャー棟	大ホール		第1-2表参照		
	大ホール	午前	1,100円	2,900円	
		午後	1,220円	3,030円	
		夜間	1,340円	3,280円	
	小楽屋	午前	1,220円	3,210円	
		午後	1,340円	3,330円	
		夜間	1,580円	3,870円	
	大楽屋	午前	2,070円	5,460円	
		午後	2,440円	6,080円	
		夜間	2,560円	6,270円	
	楽屋S	午前	1,710円	4,510円	
		午後	2,070円	5,160円	
		夜間	2,320円	5,680円	
	楽屋事務室	午前	22,360円	24,320円	
		午後	25,290円	27,620円	
		夜間	25,290円	27,620円	
	投光室	午前	22,360円	24,320円	
		午後	25,290円	27,620円	
		夜間	25,290円	27,620円	
	小ホール		第1-2表参照		
	小ホール	午前	1,100円	2,790円	
		午後	1,220円	2,960円	
		夜間	1,340円	3,200円	
	楽屋	午前	1,580円	4,020円	
		午後	1,830円	4,450円	
		夜間	2,070円	4,950円	
	楽屋事務室	午前	42,900円	46,810円	
		午後	49,120円	53,530円	
		夜間	49,120円	53,530円	
	投光室	午前	42,900円	46,810円	
		午後	49,120円	53,530円	
		夜間	49,120円	53,530円	
	リハーサル室		第1-2表参照		
	音楽演劇室				
	中練習室(大)	午前	6,970円	15,270円	
		午後	8,550円	18,820円	
		夜間	9,280円	20,290円	
	中練習室(小)	午前	5,010円	10,870円	
		午後	6,100円	13,200円	
		夜間	6,600円	14,420円	
	小練習室	午前	2,680円	5,860円	
		午後	3,540円	7,570円	
		夜間	3,790円	8,180円	
	音楽室	午前	2,680円	5,860円	
		午後	3,540円	7,570円	
		夜間	3,790円	8,180円	
	演劇室	午前	2,680円	5,860円	
午後		3,540円	7,570円		
夜間		3,790円	8,180円		
工芸室	午前	2,440円	5,250円		
	午後	2,920円	6,480円		
	夜間	3,420円	7,330円		
美術室	午前	2,440円	5,250円		
	午後	2,920円	6,480円		
	夜間	3,420円	7,330円		
和室	午前	2,190円	4,640円		
	午後	2,680円	5,860円		
	夜間	3,420円	6,100円		
展示コーナー	午前	5,010円	10,870円		
	午後	6,100円	13,200円		
	夜間	6,600円	14,420円		
ピアノ貸出	午前	9,780円	10,590円	本料金が適用されるピアノは、大・小ホール及びリハーサル室の使用に限る	
	午後	11,000円	12,020円		
	夜間	11,000円	12,020円		

第1-2表

カルチャー棟大・小ホール及びリハーサル室に係る施設使用料

室名	利用団体等の区分	午前	午後	夜間	全日
大ホール (全室)	青少年教育関係者等	45,700円	76,020円	99,610円	205,330円
	一般	120,260円	189,200円	243,700円	470,310円
(舞台)	青少年教育関係者等	19,560円	33,240円	41,920円	87,870円
	一般	51,450円	82,720円	102,580円	201,310円
小ホール (全室)	青少年教育関係者等	29,200円	48,390円	63,070円	130,530円
	一般	74,180円	117,570円	150,820円	291,250円
(舞台)	青少年教育関係者等	15,270円	25,420円	33,120円	68,440円
	一般	38,790円	61,780円	79,180円	152,700円
リハーサル室	青少年教育関係者等	9,040円	14,780円	19,560円	40,210円
	一般	19,680円	32,260円	42,520円	80,420円

備考

- 1 本表は、午前、午後又は夜間の別における一区分の料金である。(テニスコートを除く。)
- 2 国際交流棟レセプションホールを分割利用する団体が、施設使用料納付後に残りの分割部分を追加する場合の施設使用料は、追加利用部分に係る分割料金を徴収するものとする。

第1-3表

駐車場利用に係る施設使用料

区分	使用料		備考
	地下駐車場	バス及び大型車輛駐車場	
入庫してから8時間未満	30分毎 300円	1時間毎 750円	入庫してから30分未満で出庫する場合は無料
入庫してから8時間を超える時間について	30分毎 100円	1時間毎 250円	

第1-4表

パブリックスペース利用に係る施設使用料

研修に利用する施設	使用料
センターが認めた場所	70円

備考

- 1 1㎡・1時間当たりの使用料単価である。
- 2 施設使用料は、利用する面積・時間数に使用料単価を乗じて得た額とする。

第2表

プール利用に係る施設使用料

研修に利用する施設		利用団体等の区分			
施設名	室名	青少年教育関係者等	一般	中学生以下	高校生以上
スポーツ棟	プール	2,440円	4,880円	190円	510円

備考

- 1 青少年団体等及び一般の団体の料金は1コース単位とし、利用時間は次の区分とする。
  - イ 10時から12時まで
  - ロ 12時から14時まで
  - ハ 14時から16時まで
  - ニ 16時から18時まで
  - ホ 18時から20時まで
  - ヘ 20時から22時まで
- 2 中学生以下及び高校生以上の利用料金は1人2時間単位とし、利用時間は9時から22時までとする。
- 3 2時間を超える料金は、1人1時間単位の追加料金として、中学生以下70円、高校生以上240円とする。

第3表  
宿泊施設利用に係る施設使用料

宿泊研修に利用する 宿泊施設	利用団体等の区分	
	青少年教育関係者等	一般
A棟	1,930円	3,770円
B棟（浴室・トイレ無） C棟	1,970円	3,810円
B棟（浴室・トイレ有）	3,540円	5,380円
D棟	3,700円	5,740円

備考 本表は、利用者1人1泊についての料金である。

第4表  
地方施設利用に係る施設使用料

利用団体等の区分	一般	900円

備考 本表は、利用者1人1泊についての料金である。

第5表  
地方施設利用の講師等宿泊室に係る施設使用料

講師等宿泊室の区分	A	B	C
使用料	1,630円	1,220円	810円

備考 本表は、利用者1人1回についての料金である。

第6表  
地方施設のシーツ等洗濯料

1組	300円
----	------

備考 シーツ等洗濯料の1組とは、シーツ2枚と枕カバー1枚とする。

第7表  
地方施設の宿泊施設利用に係る施設使用料

地方施設名	宿泊施設名	施設使用料
国立中央青少年交流の家	あかまつ棟（個室）	950円
	つつじ棟（個室）	
国立淡路青少年交流の家	C棟（個室）	1,300円
	D棟（個室）	
国立夜須高原青少年自然の家	ドリームB棟	1,200円

備考 本表は、利用者1人1回についての料金である。